

第13258号 平成13年10月12日 スーパーライン ひかり スーパーライン 高比寿
 平成13年2月21日
 第13300号
 平成13年3月14日 エンザン ミンスデー エンザン ミンスデー エンブレ
 第13303号 スカイノートボーン スカイノートボーン スカイノート
 平成13年3月15日 エンザン ビーチスノー ク エンザン ビーチスノー ク
 第13795号 平成14年2月13日 エンザン ラグ エンザン ラグ
 平成13年8月29日

○環境省告示第百二十三号
 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条の規定に基づき、昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)の一部を次のように改正する。
 平成十五年十一月五日
 環境大臣 小池百合子

○国土交通省告示第百二十四号
 国土交通省告示第百二十四号(下請取引改善推進法(昭和三十九年法律第九十号)の一部を次のように改正し)公布の日から施行する。
 平成十五年十一月五日
 国土交通大臣 石原 伸晃

駅名	新八代	新水俣	出水	川内
新水俣	1,680			
出水	1,680	1,680		
川内	1,680	1,680	1,680	
鹿児島中央	2,410	1,680	1,680	1,680

(単位:円)

○国土交通省告示第百二十四号
 国土交通省告示第百二十四号(昭和三十九年法律第九十号)第七十一条の三第四項の規定により、瀬戸都市計画事業水野特定土地区画整理事業の施行規程の変更(第三回)及び事業計画の変更(第三回)について、その関係図書を次のように縦覧に供するため土地区画整理法施行令(昭和三十年政令第四十七号)第三十条の規定により次のとおり告示する。
 平成十五年十一月五日
 国土交通大臣 石原 伸晃

- 縦覧開始の日 平成十五年十一月六日(縦覧期間二週間)
- 縦覧場所 三重県桑名市松ノ木一丁目七番地 都市基盤整備公団桑名開発事務所
- 縦覧時間 午前九時三十分から午後五時三十分まで

○環境省告示第百二十三号
 環境基本法(平成五年法律第九十一号)第十六条の規定に基づき、昭和四十六年十二月環境庁告示第五十九号(水質汚濁に係る環境基準について)の一部を次のように改正する。
 平成十五年十一月五日
 環境大臣 小池百合子

項目	基準値		該当水域
	全	鉛	
水生生物の生息状況の適応性	0.03mg/l以下		第1の2の水質類型とする水域に水域
生物A	0.03mg/l以下		
生物特A	0.03mg/l以下		
生物B	0.03mg/l以下		
生物特B	0.03mg/l以下		

測定方法
 規程53に定める方法(標準操作規程53に定める方法)によるほか、付表9に掲げることができることとする。また、規程53で使用される水については付表9の1(1)による。

項目	基準値		該当水域
	全	鉛	
水生生物の生息状況の適応性	0.03mg/l以下		第1の2の水質類型とする水域に水域
生物A	0.03mg/l以下		
生物特A	0.03mg/l以下		